

実費徴収に係る補足給付事業について

実費徴収に係る補足給付事業とは

低所得世帯や第2子目以降の子どもに係る保護者が支払うべき副食費（おかず、おやつ代など）を月額上限5,100円とし、補助するもの。※預かり保育は除く

補助対象者

私立幼稚園に通う施設等利用給付認定子どもがいる施設等利用給付認定保護者のうち、下記のいずれかの要件を満たす者。

①世帯の市町村民税所得割課税合計額が77,101円未満であること。

当年4月～当年8月分：前年度市町村民税（前々年1月～前々年12月の収入で算定）

当年9月～翌年3月分：今年度市町村民税（前年1月～前年12月の収入で算定）

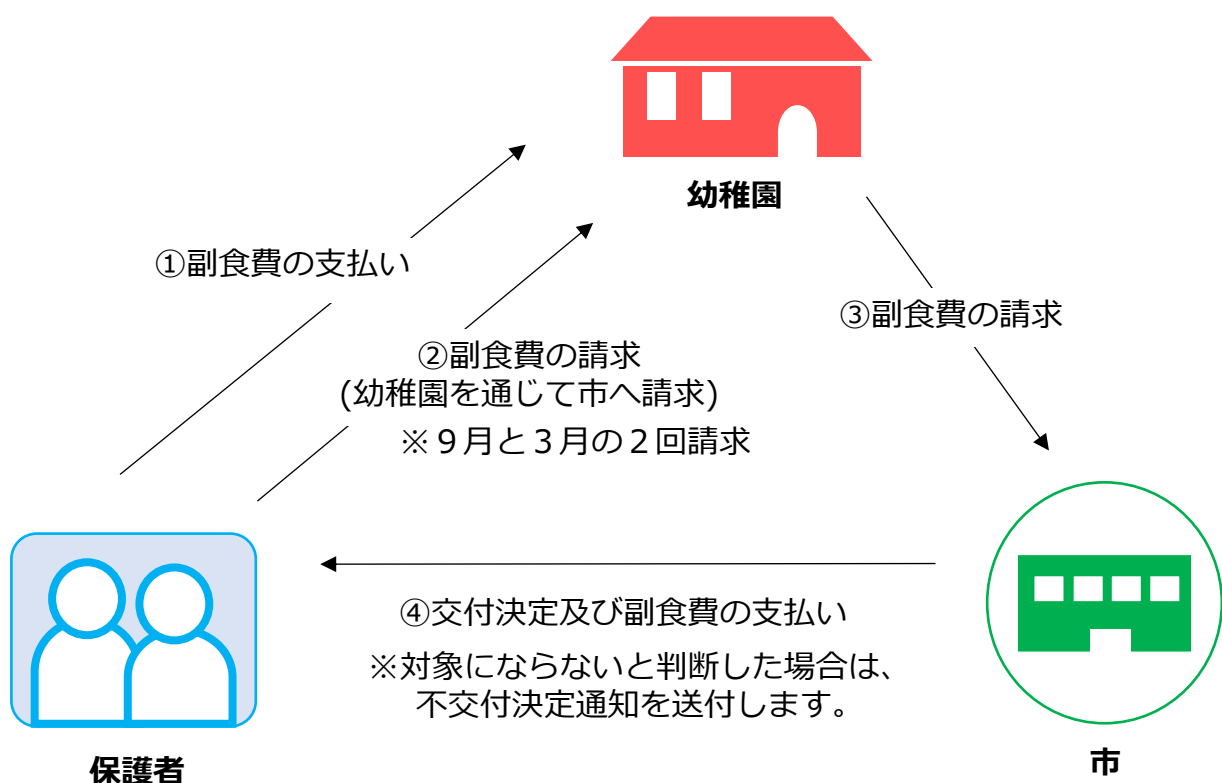
（例）令和8年4月～8月分：令和7年度市町村民税（令和6年1月～12月の収入で算定）

②同一世帯の小学校3年生から数えて第2子以降となる施設等利用給付認定子どもがいること。

③生活保護世帯であること。

④里親世帯であること。

〔補助金交付のながれ〕



手続きについて

①副食費の支払い（保護者→幼稚園）

副食費を幼稚園に支払います。

②補助金の請求（幼稚園を通じて市へ請求）

《提出書類》

- ・実費徴収に係る補足給付事業交付申請書兼交付請求書（様式第1号）
- ・副食費を支払ったことがわかるもの（施設が発行する領収証等）

《必要に応じてご提出いただく書類》

当年4月～当年8月分の申請分：前年1月1日時点の住民票が佐世保市以外の方

- ・前年度課税（非課税）証明書

当年9月～翌年3月分の申請分：当年1月1日時点の住民票が佐世保市以外の方

- ・当年度課税（非課税）証明書

◎請求及び支払い時期

対象月	請求時期	支払い時期
4～8月分	9月末日まで	10月末日まで
9～3月分	3月末日まで	4月末日まで

申請書類は幼稚園にて取りまとめとなりますので、幼稚園が設定する期限までに提出してください。

※4～8月分は9月1日の状況（税額、世帯構成等）、9～3月分は3月1日の状況（税額、世帯構成等）で補助対象となるか算定を行います。

③補助金の請求（幼稚園→市）

保護者から提出された実費徴収に係る補足給付事業交付申請書兼交付請求書（様式第1号）を取りまとめて、佐世保市保育幼稚園課へ提出します。

④交付決定及び補助金の支払い（市→保護者）

◎通知

- ・補助対象となる場合：交付決定通知書を送付します。
- ・補助対象外となる場合：不交付決定通知書を送付します。

◎支払い

交付申請書兼交付請求書（様式第1号）に記載されている口座に補助金を交付します。

問い合わせ先：佐世保市子ども未来部保育幼稚園課

TEL：0956-24-1111（内線：5422・5431）

くわしくは、佐世保市のホームページをご覧ください。

佐世保市 無償化

検索

